

平成 27 年 11 月 27 日
行政改革推進会議

基金の再点検について

基金については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、「基金シート」を活用して、各府省自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するという P D C A サイクルを確立していくことが極めて重要である。特に、需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討すべきである。

こうした観点から、各府省においては、「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針及び以下の事項を踏まえた再点検を早急に実施し、余剰資金について国庫返納を行うとともに、引き続き不断の見直しを行うべきである。

また、今後、基金の新設や積み増しを行う場合においては、今回の再点検の趣旨も踏まえ、具体的な需要を把握した上で算定された精度の高い事業見込みに基づく適切な基金規模とするよう留意すべきである。

- ① 将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）やその根拠が不明確であるものが散見される。基金で備えるべき損失の範囲を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みに基づき「保有割合」の算定を行う。
- ② 債務保証事業については、過去の代位弁済実績を踏まえ、債務保証引受限度額を引き上げるなど事業の引受リスクに応じた適切な引受限度額を設定する。
- ③ 終了年限が未設定の基金事業については、事業の特質にも留意しつつ、原則として終了年限の設定を行う。

行政事業レビュー実施要領（平成 27 年 3 月 31 日改定 行政改革推進会議） 抜粋

第 3 部 基金の点検等

1 「基金シート」（基金点検票）について

（5）「基金シート」を通じた基金の点検等

各府省における「基金シート」を通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「『秋のレビュー』の指摘への対応と基金の再点検について」（平成 26 年 11 月 28 日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

①基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

ウ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の 3 類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

エ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、27 年度以降基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて「基金シート」において明らかにする。